

2010年2月26日

各 位

株式会社プリンスホテル

クリスマスケーキに関する社内ルールに反した消費期限の表示、
消費期限シールの貼り替えおよび消費期限切れ商品の販売について

株式会社プリンスホテル（本社：東京都豊島区東池袋 3-1-5、取締役社長：渡辺幸弘）が運営する、新横浜プリンスホテル（所在地：神奈川県横浜市港北区新横浜 3-4、総支配人：永関勲）内のシェパティシエ他において、下記のとおり件名に関する事実が、社内調査で判明いたしました。

ご購入いただいたお客さまをはじめ、関係各位に多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、再発防止策に努め、食品の安全・安心を最優先し、全社的なコンプライアンス意識や衛生意識の浸透・徹底を全力で図ってまいります。
詳細は下記のとおりです。

記

1. 販売商品

- (1) クリスマスケーキ「苺のショートケーキ」（丸型、直径 15cm、3,500 円）
- (2) クリスマスケーキ「ツインデコ」（2 個セット各 12cm、3,000 円）

2. 販売場所

- (1) 新横浜プリンスホテル シェパティシエ（1 階）
- (2) 新横浜プリンスペペ内「プリンスベーカリー」（2010 年 1 月 11 日閉店）
- (3) 都筑阪急（神奈川県横浜市都筑区）
地下 1 階クリスマスケーキ特設コーナー（プリンスホテル）
- (4) 京急百貨店・上大岡駅（横浜市港南区上大岡西）
地下 1 階食品売場 クリスマス特設会場
- (5) グランデュオ蒲田（東京都大田区西蒲田）
3 階連絡通路 クリスマスケーキ受渡特設カウンター

3. 販売した期間・内容・個数

販売期間：2009年12月23日（水・祝）～2009年12月25日（金）の3日間

(1) 社内ルールに反した消費期限の表示

新横浜プリンスホテルでは、消費期限を製造日を含めて2日間としていますが、一部の社員の誤った認識のもと、クリスマスケーキに関しては消費期限を製造日を含めて3日間として販売していました。

対象総個数 1,288個

(内訳)

①クリスマスケーキ「苺のショートケーキ」

販売場所	製造日	販売個数	消費期限	表示した期限
新横浜プリンスホテル及び新横浜プリンスペペ	12月22日	100個	12月23日	12月24日
	12月23日	120個	12月24日	12月25日
	12月24日	38個	12月25日	12月26日
都筑阪急	12月22日	50個	12月23日	12月24日
	12月23日	30個	12月24日	12月25日
	12月24日	20個	12月25日	12月26日
合計販売個数		358個		

②クリスマスケーキ「ツインデコ」

販売場所	製造日	販売個数	消費期限	表示した期限
新横浜プリンスホテル及び新横浜プリンスペペ	12月22日	143個	12月23日	12月24日
	12月23日	215個	12月24日	12月25日
	12月24日	50個	12月25日	12月26日
都筑阪急	12月22日	150個	12月23日	12月24日
	12月23日	100個	12月24日	12月25日
	12月24日	50個	12月25日	12月26日
京急百貨店・上大岡駅	12月22日	101個	12月23日	12月24日
	12月23日	80個	12月24日	12月25日
	12月24日	0個	12月25日	12月26日
グランデュオ蒲田	12月22日	18個	12月23日	12月24日
	12月23日	16個	12月24日	12月25日
	12月24日	7個	12月25日	12月26日
合計販売個数		930個		

※なお、社内調査により、新横浜プリンスホテルにおいてクリスマスケーキに関して社内ルールに反した消費期限の表示は2006年12月、2007年12月、2008年12月にも同じ商品で同様の行為が行われていたことが判明しておりますが、販売期間・個数など詳細については、特定が難しく確認ができませんでした。

(2) 消費期限シールの貼り替え

消費期限を延長したシールに貼り替えて販売。

対象総個数 47個

- ① 12月23日に製造した商品29個（消費期限12月24日）のうち、20個は消費期限シールを23日の夜に消費期限25日のシールに貼り替えた上で24日に販売。うち9個は当初25日の消費期限シールを貼り、さらに24日の夜に26日の消費期限シールに貼り替えた上で25日に販売しました。
- ②12月24日に製造した18個（消費期限12月25日）は、消費期限シールを24日の夜に26日の消費期限シールと貼り替えた上で25日に販売しました。

(3) 消費期限切れ商品の販売

消費期限を1日過ぎた商品を販売。

対象総個数 9個

上記(2)の①に含まれる9個に該当しますが、12月23日に製造した消費期限が12月24日の商品を12月25日に販売しました。

※なお、上記(2)、(3)については社内調査の結果、2008年12月以前に行われた事実は現時点では判明しておりません。

4. 判明の経緯

内部通報に基づく、社内調査により判明いたしました。

5. 原因

(1) 社内ルールに反した消費期限の表示

新横浜プリンスホテルでは、生菓子の消費期限を製造日を含めて2日間とするルールがありますが、クリスマスケーキについては販売個数が多く、製造・販売も短期間に集中することなどから、消費期限を製造日を含めて3日間にするという誤った認識が新横浜プリンスホテルの一部の社員の間には存在していました。

(2) 消費期限シールの貼り替え

上記(1)の誤った認識を持った新横浜プリンスホテルの製菓部長の指示により、消費期限シールを貼り替えるというあってはならない行為の重大性を認識することなくスタッフ(2名)がその指示に基づいてシールを貼り替えました。

(3) 消費期限切れ商品の販売

消費期限に対する認識、並びに消費期限シールを貼り替えるというあってはならない行為の重大性への認識が、新横浜プリンスホテルの一部の社員において希薄であったため、機械的に貼り替え行為を行ってしまい、その中に消費期限を1日過ぎた商品が含まれておりました。

6. 対応

本日より、当社ホームページのトップページおよび当該売店に、本件に関する「お知ら

せ」を掲出して、お客さまへのお詫びとお知らせをしております。

なお、上記期間に当該商品をお買い求めいただいたお客さまにつきましては、新横浜プリンスホテル内にお客さま相談窓口を設置の上、ご返金させていただきます。

7. 再発防止策

(1) 総支配人以下、全層にわたる社員教育の徹底・強化

- ①全社員を対象とした食品衛生講習会における消費期限に関する指導の強化。
- ②本件を踏まえた臨時食品衛生講習会の全事業所での実施。
- ③全事業所に備え置きの「食品衛生管理マニュアル」に本件を踏まえたガイドラインを設定し、全事業所に配布・徹底。
- ④衛生管理室および外部食品衛生コンサルタントによる指導強化。

(2) 消費期限管理の高度化

全事業所にて、消費期限管理について従来の日付のみの管理から、製造日時を起点とした時間管理の導入を図ります。

(3) 食品の製造・出庫・返品・廃棄ルールの明確化並びに全事業所への徹底

返品された商品の廃棄は、責任者立会いのもとで行うなど、ルールの明確化・徹底・管理の強化を実施していきます。

以上の再発防止策を実施し、食品の安全・安心を最優先し、全社的なコンプライアンス意識や衛生意識の浸透・徹底を全力で図ってまいります。

8. 備考

当該ホテルにおいて当該商品以外において同様のケースがないか、また当社の全ホテルにおいても、緊急点検を実施いたしました。

その結果、当該商品以外に同様の事象は現時点ではございません。今後も、引き続き点検・確認・指導を継続してまいります。

なお、お客さまから現在まで本件に関する健康被害等のお申し出はございません。今後も引き続き調査を実施し、衛生検査も実施した上で結果を公表してまいります。

9. 本件に関するお客さまからのお問合せ先

新横浜プリンスホテル　お客さま窓口（受付時間　10：00～18：00）

神奈川県横浜市港北区新横浜 3-4

TEL（045）471-1111（代表）

以　上